

## 国立大学法人山梨大学との取引に関する留意事項

本学との取引に関しては、以下の事項に留意し不当な取引が発生することの無いよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 1. 規程等の遵守について

本学との取引に当たっては、本学が定める国立大学法人山梨大学会計規則、国立大学法人山梨大学契約細則を遵守して頂きます。

### 2. 発注について

発注は原則として契約担当部署の職員が行います。ただし、1契約につき50万円未満（税込）の取引については、教員による発注を認めています。教員等から1契約50万円以上の発注及び、1つの契約を意図的に複数に分割するような発注がありましたら、契約担当部署又は、最下段の問い合わせ先までご相談ください。

なお、電話、メール等の発注により発注書を受領されていない場合は、納品書等に発注者の所属・氏名・発注日を記載してください。

### 3. 納品検収について

発注した物品・役務が適切に納品・完了されたことの確認は、本学の納品検収室（旧納品検収センター）が行います。納品・完了の際は、納品検収室で納品・完了の確認を受け、納品書等に検収印を受領してください。その後、納品場所（研究室等）に納品し、納品書等に発注者のサインを受けてください。

### 4. 書類の日付について

見積書、納品書及び請求書等、本学に提出する書類には、必ず日付をご記入ください。なお、手書きではなく可能な限り印字してください。

### 5. 取引停止について

次の行為があった場合には、本学の規程により一定期間の取引停止となります。

- ・贈賄、談合、独占禁止法違反
- ・契約辞退、契約不履行、契約違反、不正又は不誠実な行為
- ・預け金（架空納品等）
- ・虚偽の書類提出

6. 不正取引等の通報について

本学構成員から不正又は不適切な取引の要請等を含め、不当な行為と思われる事案がある場合については、以下の窓口にて通報してください。

《通報窓口》

◦甲府キャンパス 総務部総務課

〒400-8510 山梨県甲府市武田 4-4-37 Tel 055-220-8004

◦医学部キャンパス 医学域総務課

〒409-3898 山梨県中央市下河東 1110 Tel 055-273-6724

7. 監査等に伴う協力について

会計検査院による会計実地検査、国税局（税務署）による現地調査、外部資金等の研究費等配分機関による経理調査、監査法人による監査及び本学の内部監査等に伴い、本学との取引データ（売上台帳等）の提出や取引に関するアンケートを依頼することがあります。その際にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

8. その他

本学では公的資金の不正防止対策として各種の取組みを行っております。

詳細は本学のホームページに掲載してありますのでご確認ください。

《山梨大学ホームページ》

<http://www.yamanashi.ac.jp/>

【コンプライアンス】

<http://www.yamanashi.ac.jp/about/132>

平成28年7月8日

【本件の問い合わせ先】

国立大学法人山梨大学 財務管理部 会計課

TEL 055-220-8711 / 8407